

## 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

#### ①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

#### ②「対象従業員等」の範囲

対象役員以外の当行の役員および従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

#### (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等ではありますが、当行グループでは該当する子法人等はありません。

#### (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

#### (ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与えるものであります。

### (2) 対象役職員の報酬等の決定および報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務について

対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しており、取締役および監査役の報酬等はその総額の範囲内で支給されております。

なお、個別の報酬額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任されております。

### (3) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2017年4月～2018年3月)
取締役会	3回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、記載しておりません。

## 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価について

### 報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

役員報酬につきましては、社外取締役以外の取締役については確定金額報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションの3つの構成としております。また、社外取締役および監査役については役割として監査・監督機能などが求められていることを考慮し、確定金額報酬のみとしております。

報酬額につきましては、2012年6月の株主総会決議で役員報酬の総額（上限額）を定めております。

具体的には、取締役の報酬額（確定金額報酬および賞与）を年額360百万円以内、監査役の報酬額を年額80百万円以内としております。また、社外取締役以外の取締役に対して、取締役の報酬限度額と別枠で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額120百万円以内の範囲で割り当てることとしております。

なお、個別の報酬額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任されております。

## 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、および当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役職員の報酬等につきましては、株主総会において定められた役員報酬の総額（上限額）の範囲内で決定しております。

#### 4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法について

##### (1) 当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等			イ	ロ
項番			対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員および対象従業員等の数	11	—
2		固定報酬の総額(3+5+7)	286	—
3		うち、現金報酬額	215	—
4		3のうち、繰延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	71	—
6		5のうち、繰延額	71	—
7		うち、その他報酬額	—	—
8		7のうち、繰延額	—	—
9	変動報酬	対象役員および対象従業員等の数	9	—
10		変動報酬の総額(11+13+15)	51	—
11		うち、現金報酬額	51	—
12		11のうち、繰延額	—	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
14		13のうち、繰延額	—	—
15	うち、その他報酬額	—	—	
16	15のうち、繰延額	—	—	
17	退職慰労金	対象役員および対象従業員等の数	2	—
18		退職慰労金の総額	18	—
19		うち、繰延額	—	—
20	その他の報酬	対象役員および対象従業員等の数	—	—
21		その他の報酬の総額	—	—
22		うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額(2+10+18+21)		356	—

(注) 1. 固定報酬の総額には、当事業年度において発生した株式報酬型ストック・オプションとしての繰延報酬71百万円が含まれております。

##### (2) 特別報酬等

該当事項はありません。

#### 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項について

##### 繰延報酬等

(単位：百万円)

REM3：繰延報酬等		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	339	—	—	—	71
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額		339	—	—	—	71

(注) 1. 繰延報酬等の残高は、株式報酬等ストック・オプション339百万円であります。

2. 当該ストック・オプションの権利行使期間は以下のとおりであります。

なお、当該ストック・オプション契約では、権利行使期間中であっても権利行使は役員退任時まで繰り延べることとしております。

	行使期間
株式会社群馬銀行 第1回新株予約権	2012年7月27日～2042年7月26日
株式会社群馬銀行 第2回新株予約権	2013年7月26日～2043年7月25日
株式会社群馬銀行 第4回新株予約権	2014年7月29日～2044年7月28日
株式会社群馬銀行 第6回新株予約権	2015年7月30日～2045年7月29日
株式会社群馬銀行 第8回新株予約権	2016年7月30日～2046年7月29日
株式会社群馬銀行 第10回新株予約権	2017年7月29日～2047年7月28日